☆この規程の例は、あくまで現時点で想定されるイメージであり、記載の仕方やその内容は基準を満たす限り、任意のもので構わないものである。

〇事業所名〇　移動支援事業　運営規定

（事業の目的）

第１条　△事業者名△　が開設する　〇事業所名〇　（以下「事業所」という。）が行う中央区におけ

る移動支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業　者（厚生労働大臣が定める者）が、障害者（児）に対し、適正な移動支援サービス（以下「サービ

ス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の従業者は、利用者が居宅において自立して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。

２　事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

３　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係区市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携に努める。

４　前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成１７年法律第１２３号)に定める内容及び移動支援事業に関係する関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名称　　〇事業所名〇

二　所在地　〒～　　東京都●●区築地△―△△―△

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

一　管理者　〇名

　　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二　サービス提供責任者　〇名

　　サービス提供責任者は、事業所に対する移動支援の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及びサービス計画の作成にあたる。

三　従業者　〇名

　　従業者は、サービスの提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　　〇曜日から〇曜日　ただし、祝日及び〇～〇は除く。

二　営業時間　午前〇時から午後〇時までとする。

三　サービス提供時間　原則として午前〇時から午後〇時までとする。　**等記載する。**

（主たる対象者）

第６条　事業所において移動支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）身体障害者（△△〇級以上に相当する身体障害者）

（２）知的障害者

（３）精神障害者

（４）障害児（△△〇級以上に相当する●●障害児、１８歳未満の◎◎障害者）

（５）難病患者等　　　　　　　　　　　　**等事業所が対象としている障害を記載する。**

（事業の内容）

第７条　サービスの内容は次のとおりとする。

（１）社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出、特別支援学校又は特別支援学級への通学等。

（２）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜、その他必要な介護、相談、助言。　　　**等記載する。**

（利用者から受領する費用の額等）

第８条　サービスを提供した場合の利用料の額は、中央区長が定める額とし、当該サービスが代理受領サービスであるときは、利用者の受給者証に記載された利用者負担割合を乗じた額とする。ただし、利用者の受給者証に記載された利用者負担上限月額の範囲内とする。

２　第９条の通常の事業の実施地域を越えて行う移動支援に要した交通費は、その実費を徴収する、なお、自動車を使用した場合は事業所から通常の実施区域を超えて〇kmにつき〇円を徴収する。

３　第二項の費用の支払いを受ける場合は、利用者に対して事前に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

４　第一項及び第二項の費用の支払いを受けた場合には、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付する。　**等記載する。**

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、〇区、〇区とする。

（緊急時等における対応方法）

第１０条　従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急の事態が生じたときには、速やかに医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

（非常災害対策）

第１１条　事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（虐待の防止のための措置）

第１２条　事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な以下の措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

　一　虐待防止に関する責任者の設置

　二　苦情解決体制の整備

　三　従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施

四　虐待防止対策検討委員会の定期的な開催

（身体拘束等の禁止）

第１３条　事業所はサービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一　身体拘束等の適正化のための対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（適切な職場環境維持）

第１４条　事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（感染症等の予防及びまん延の防止）

第１５条　事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

一　感染症・食中毒予防のための対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三　従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症予防のための訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第１６条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１７条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令並びに条例及び規則等を遵守し、適切な取扱に努めるものとする。

２ 事業所が取得した利用者又はその家族の個人情報については、原則として移動支援サービスの提供以外の目的のために利用しないものとし、事業所の外部への情報提供については、あらかじめ利用者若しくはその家族又はそれらの代理人から同意を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１８条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１） 採用時研修 採用後○か月以内

（２） 継続研修 年○回

２ 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

３ 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４ 事業所は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導するものとする。

５ 事業所は、支給決定障害者等、区支給決定利用者、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。　**等記載する。**

　附　則

　この規程は、令和〇年〇月１日から施行する。

※改定した場合には、その都度附則に施行日を追記する。

（例）令和６年４月１日施行

　　　令和６年１２月１日改正